

【基本構想等の現状と課題】

(1) 背景

- 超高齢社会の進展
- 障がい者数の増加
- インバウンドの増加
- 高齢者の外出の増加
- バリアフリー法の改正
- 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定
- 2025年国際博覧会の大阪開催

(2) 現状と課題

- 基本構想作成数
：33市町 作成率：76.7% (全国：17.0%)
内継続協議会設置：10市町
 - 基本構想のある鉄道駅数：202駅
 - 利用者数3千人以上/日の鉄道駅の基本構想作成率
：201/433 (46.4%)
 - 旧法(交通バリアフリー法)に基づく作成地区：現在89地区
 - 旧法から新法に見直した地区：11地区
 - 基本構想の特定事業の進捗の公表を行っている市は8市
- 府の作成率は全国と比較して高いが、10市町村が未作成。
 - 継続協議会設置の市町は少なく、当事者の意見を聞く場がない。
 - 基本構想のある駅は4割程度、3千人以上/日駅に対する割合も5割未満。
 - 旧法の見直しは進んでいない。
 - 新法施行以降、新たな基本構想作成は進んでいない。
 - 7割以上の市町が基本構想の特定事業の進捗を公表していない。



【目的】

全ての人が安全でいきいきと活動できる魅力あふれる都市空間を目指して、府域の都市空間のバリアフリー化の高度化を図るため、市町村がバリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想（以下「基本構想等」という。）の策定・見直しを進める本方針を策定する。

【位置付け】

- 本方針は、以下の位置付けを踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すものである。
- ・バリアフリー法の改正による基本構想等の策定に係る都道府県の役割の明確化
 - ・法の基本方針における市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例における市町村への技術的助言

【目標】

1. 全市町村におけるバリアフリーマスタープラン又はバリアフリー基本構想の作成
2. 利用者数3千人/日以上以上の鉄道駅のバリアフリー化

【市町村の基本構想等の作成・見直しの方向性】

市町村が基本構想等の作成・見直しを行うに際しては、以下の方向性を踏まえることが重要。

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの視点の強化
- ・施設（不特定多数が利用する建築物、公共交通施設、公園等）及びその施設と鉄道駅等を繋ぐ経路の一体的なバリアフリー化
- ・当事者を含む府民に対し、バリアフリーマップの活用等による基本構想等の取組み状況の見える化
- ・マスタープラン制度の積極的な活用
- ・災害時、緊急時における要配慮者に対する避難誘導
- ・当事者が参画した協議会等における基本構想等の定期評価・見直し

【大阪府の取組み】

- ・関係市町村の共同による基本構想策定に向けた相互の調整及び先進事例の紹介
- ・「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場を活用し、府内のみならず全国の市町村の基本構想等の先進的な事例を提供
- ・乗降客数の多い鉄道駅等における更なるバリアフリー化の検討
- ・府有施設（建築物、道路、公園等）のバリアフリー化の進捗管理及び府域一元的なバリアフリー情報の提供の充実
- ・国土交通省や公共交通機関とのバリアフリー化の調整及び働きかけ
- ・協議会等への府職員参画などの技術的な支援